ザイマックス・リート投資法人

2019年4月17日

各 位

不動産投資信託証券発行者名 東京都港区赤坂一丁目1番1号 ザイマックス・リート投資法人 代表者名 執行役員

稲月 伸仁(コード番号 3488)

資産運用会社名

株式会社ザイマックス不動産投資顧問

代表者名 代表取締役社長 稲月 伸仁 問合せ先 企画ディビジョン長 中山 達也

TEL: 03-5544-6880

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

ザイマックス・リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、2019年4月17日開催の本投資法人役員会におきまして、下記内容の規約一部変更及び役員選任案を2019年5月23日開催予定の第2回投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は、当該投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

- 1. 規約一部変更の主な内容及び理由について
- (1) 本投資法人の第1期営業期間の終了に伴い不要となった規定を削除するものです (現行規約第34条)。
- (2)上記のほか、必要な字句の修正及び表現の統一を行うものです(現行規約第9条)。

(規約一部変更の詳細については、添付の「第2回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

執行役員1名(稲月伸仁)及び監督役員2名(栗林康幸及び石渡朋徳)から、任期調整のため、2019年5月31日付で一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて2019年6月1日付で、執行役員1名(稲月伸仁)及び監督役員2名(栗林康幸及び石渡朋徳)を選任するものです。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める定員を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名(山口恭司)を選任するものです。

- (1) 執行役員候補者 稲月 伸仁(再任)
- (2) 補欠執行役員候補者 山口 恭司(新任)
- (3) 監督役員候補者 栗林 康幸(再任) 石渡 朋徳(再任)

(役員選任の詳細については、添付の「第2回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)



3. 日程

2019年4月17日投資主総会提出議案承認役員会2019年5月7日投資主総会招集通知の発送(予定)

2019年5月23日 投資主総会開催(予定)

以上

*本投資法人のホームページアドレス: https://xymaxreit.co.jp/

投資主各位

東京都港区赤坂一丁目1番1号 ザイマックス・リート投資法人 執行役員 稲 月 伸 仁

第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご 出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年5月22日(水曜日)午後6時00分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、本投資主総会の各議案について出席した投資主の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第14条(みなし賛成)

- 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
- 2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

- **1.日時**: 2019年5月23日(木曜日)午前10時00分 (受付開始時刻:午前9時30分)
- 2.場 所:東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR3階 赤坂インターシティコンファレンス 301

(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項:

決議事項

第1号議案:規約一部変更の件

第2号議案:執行役員1名選任の件

第3号議案:補欠執行役員1名選任の件

第4号議案:監督役員2名選任の件

以上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有するほかの投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法 投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を 本投資法人のホームページ (https://xymaxreit.co.jp/) に掲載いたしますので、ご了 承ください。
- ◎当日は投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である株式会社ザイマックス不動産投資顧問により「運用状況報告会」を実施する予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案:規約一部変更の件

本投資法人の現行規約を下記「2 変更の内容」に記載のとおり変更する ことをお願いするものです。

- 1 変更の理由
- (1) 本投資法人の第1期営業期間の終了に伴い不要となった規定を削除するものです(現行規約第34条)。
- (2) 上記のほか、必要な字句の修正及び表現の統一を行うものです(現行規約第9条)。
- 2 変更の内容 変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約 変 更 案

第9条(招集及び開催)

- 1. 投資主総会は、<u>平成31年</u>5月10日 及びその日以後、遅滞なく招集さ れ、以降、隔年毎の5月10日及び その日以後遅滞なく招集する。
- 2. ~ 5. (記載省略)

第34条 (決算期)

本投資法人の営業期間は、毎年3月1日から8月31日まで及び9月1日から翌年2月末日まで(以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。)とする。但し、本投資法人の第1営業期間は、本投資法人成立の日から平成30年8月31日までとする。

第9条(招集及び開催)

- 1. 投資主総会は、<u>2019年</u>5月10日及びその日以後、遅滞なく招集され、以降、隔年毎の5月10日及びその日以後遅滞なく招集する。
- 2. ~5. (現行のとおり)

第34条 (決算期)

本投資法人の営業期間は、毎年3月1日から8月31日まで及び9月1日から翌年2月末日まで(以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。)とする。

第2号議案:執行役員1名選任の件

執行役員稲月伸仁から、任期調整のため2019年5月31日付で一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて2019年6月1日付で、執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下、「投信法」といいます。)第99条第2項及び本投資法人の現行規約第17条第2項但書を適用し、選任される2019年6月1日から2年を経過した日の翌日から30日以内に 開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2019年4月17日開催の役員会に おいて、監督役員全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたも のです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名	略歴及び重要な兼職の状況並びに		
(生年月日)	本投資法人における地位及び担当		
いな つき のぶ ひと 稲 月 伸 仁 (1967年2月23日)	1989年4月 ファーストファイナンス株式会社 入社 1995年10月 株式会社リクルート 入社 2003年1月 株式会社ザイマックス 入社 2003年6月 株式会社マックスリアルティー 出向 2007年12月 株式会社ザイマックス不動産投資顧問 代表取締役 2011年4月 株式会社ザイマックスアクシス(現 株式会社ザイマックスアルファ) 出向 株式会社マックスリアルティー 出向 2012年4月 株式会社ザイマックス不動産投資顧問 代表取締役 (現任)		

- 1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 2. 上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である株式会社ザイマックス不動産投資顧問の代表取締役社長です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- 3. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第3号議案:補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案の補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案が可決されることを条件として、本投資法人の現行規約第17条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員が選任される2019年6月1日から2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

また、本議案による補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2019年4月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
やま ぐち やす し 山 口 恭 司 (1960年5月28日)	1984年4月 東京ビルディング株式会社 入社 1989年11月 日本トータルファイナンス株式会社 入社 1999年1月 株式会社リクルートビルマネジメント (現 株式会 社ザイマックス)入社 2006年4月 株式会社ザイマックスアカウンティングパートナー (現 株式会社ザイマックスカウィズ)取締役 2012年4月 株式会社ザイマックス不動産投資顧問 取締役 (現 任)

- 1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である株式会社ザイマックス 不動産投資顧問の取締役です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間 には、特別の利害関係はありません。

第4号議案:監督役員2名選任の件

監督役員栗林康幸及び石渡朋徳の両名から、任期調整のため、2019年5月31日付で一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて2019年6月1日付で、監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、投信法第101条第2項及び本投資法人の現行規約第17条第2項但書を適用し、選任される2019年6月1日から2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位			
1	くり ぱやし やす ゆき 栗 林 康 幸 (1962年12月14日)	1997年6月 1999年6月 2000年12月 2001年4月	由本・高後・森法律事務所 入所 米国ニューヨーク市クデール・ブラザーズ法律 事務所 入所 栗林法律事務所 (クデール・ブラザーズ法律事 務所との特定共同事業) 開設 田中・高橋法律事務所 入所 ユーワパートナーズ法律事務所 (現 シティ ユーワ法律事務所) パートナー弁護士 (現 任) トップリート投資法人 (現 野村不動産マス ターファンド投資法人) 監督役員 ザイマックス・リート投資法人 監督役員 (現 任)		
2	いし わた とも のり 石 渡 朋 徳 (1975年2月8日)	1998年4月 2000年4月 2014年7月 2017年6月 2017年9月	株式会社河村不動産鑑定事務所 入所 監査法人太田昭和センチュリー (現 EY新日本 有限責任監査法人) 入所 ファーストブラザーズ株式会社 入社 東京共同会計事務所 入所 (現任) ザイマックス・リート投資法人 監督役員 (現 任)		

- 1. 上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 2. 上記監督役員候補者両名と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- 3. 上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

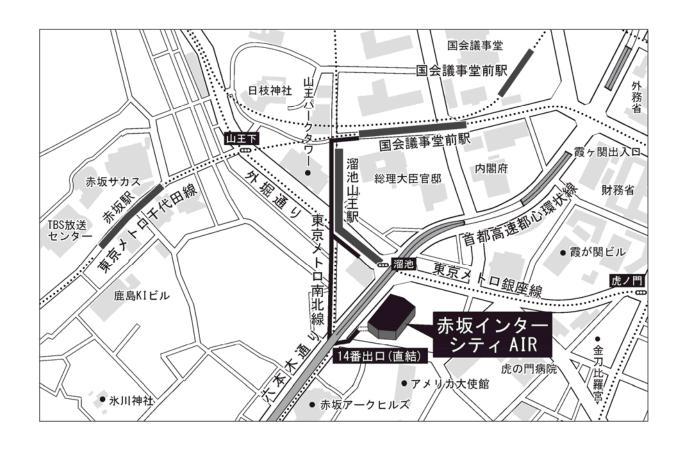
投資主総会会場ご案内図

会場:東京都港区赤坂一丁目8番1号

赤坂インターシティAIR3階

赤坂インターシティコンファレンス 301

連絡先:03-5575-2201



交通 東京メトロ銀座線・南北線「溜池山王」駅 14番出口直結 東京メトロ千代田線・丸ノ内線「国会議事堂前」駅 14番出口直結 (「溜池山王」駅から地下通路にて接続)

お願い: 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮く

ださいますようお願い申し上げます。